

第四十八回国会
衆議院
商工委員会
議録 第三十九号

昭和四十年五月二十六日(水曜日)

午前十一時四十一分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 浦野 幸男君

理事 小川 平二君

理事 小川 龍夫君

理事 田中 正吾君

理事 田中 龍夫君

理事 板川 三郎君

遠藤 黒金 泰美君

遠藤 小沢 辰男君

中村 幸八君

早船田柳右衛門君

三原 朝雄君

桜井 茂尚君

麻生 良方君

田中 六助君

田中 俊一君

田中 榮一君

田中 公詔君

海部 俊樹君

田中 仁郎君

田中 久雄君

田中 俊思君

田中 加賀田 進君

稻村左近四郎君

小笠 公詔君

田中 俊樹君

田中 仁郎君

田中 久雄君

田中 常雄君

田中 仁郎君

田中 久雄君

田中 仁郎君

田中 久雄君

田中 仁郎君

田中 久雄君

田中 仁郎君

田中 仁郎君

田中 仁郎君

田中 仁郎君

田中 仁郎君

田中 仁郎君

出席政府委員

通商産業大臣 櫻内 義雄君

五月二十四日

日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

昭和四十年五月二十六日

(内閣提出第一一六号)(参議院送付)

日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一八号)

○内田 委員長 これより会議を開きます。

去る五月十七日参議院より送付託になりました内閣提出海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、経済企画庁長官より趣旨の説明を聴取することいたしました。高橋経済企画庁長官。

○内田 委員長 これより会議を開きます。

去る五月十七日参議院より送付託になりました内閣提出海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、経済企画庁長官より趣旨の説明を聴取することいたしました。高橋経済企画庁長官。

○内田 委員長 これより会議を開きます。

去る五月十七日参議院より送付託されました内閣提出海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、経済企画庁長官より趣旨の説明を聴取することいたしました。高橋経済企画庁長官。

○内田 委員長 これより会議を開きます。

去る五月十七日参議院より送付託されました内閣提出海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、経済企画庁長官より趣旨の説明を聴取ることいたしました。高橋経済企画庁長官。

○内田 委員長 これより会議を開きます。

去る五月十七日参議院より送付託されました内閣提出海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、経済企画庁長官より趣旨の説明を聴取ることいたしました。高橋経済企画庁長官。

○内田 委員長 これより会議を開きます。

産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一般の先取特権の順位は、民法の規定による

券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

4 基金は、経済企画庁長官の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法明治三十一年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(借入金等の限度額)

第十二条の三 前条第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四条に規定する資本金及び第二十九条第一項に規定する

規定期に定める額に相当する額をこえることとなつてはならない。

(交付金)

第十二条の四 政府は、予算の範囲内において、基金に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

海外経済協力基金の業務を拡大する必要があることにかんがみ、同基金の資金調達の円滑化を図るために、同基金が借入金をし、及び海外経済協力基金債券を発行することができるところとする等の

規定により役員となることができない者)に改める。

第二十九条の次に次の三条を加える。

(借入金及び海外経済協力基金債券)

第二十九条の二 基金は、その業務を行なうため必要な資金の財源に充てるため、特に必要があるときは、経済企画庁長官の認可を受けて、借入金をし、又は海外経済協力基金債券(以下「債券」という)を発行することができる。

第二十九条の三 前項の規定による債券の債権者は、基金の財

○高橋(衛)国務大臣 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について、提出理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

海外経済協力基金は、東南アジアその他の開発途上にある地域における産業の開発事業に關し、必要な資金の貸し付け、これら事業への出資その他海外経済協力の促進に必要な業務を行なう特殊法人でありまして、昭和三十六年に発足以来、その業務が漸次拡大しつつあることは御承知のことあります。

最近、世界における開発途上にある地域に対する経済協力は、さきの国際連合貿易開発会議の開催等に見られますように、ますますその重要性を増してきておりますが、このような低開発諸国に要請にこたえまして先進諸国におきましても、経済協力を国際的規模において一そろ強力に、かつ効果的に推進しようとなつておられます。わが国といたしましても、このような国際経済協力を積極的に推進することは、この際に必要であると考えられるのであります。わが国といたしましても、この意味におきまして、海外経済協力基金の資金量を増加することが時代の要請となつてきてゐるところです。今回の改正案は、このような要請にこたえ、基金の業務活動の拡大に備えるために提案いたしたものであります。

次に、改正案の内容について申し上げます。

その第一点は、基金が政府から借入金をし、または債券を発行することができるようになります。

たは資金をもつて事業を行なつておりますが、國の出資のみに依存する従来の方針だけでは財政事情等の面から不十分でありますので、特に必要があるときは、資本金及び積み立て金の合計額を限度

として基金が政府から資金運用部資金の貸し付けを受け、または債券を発行して、開発事業に対する貸し付け等の原資に充てることができるようになり、今後の基金の活動に遺憾なきを期した次第であります。

改正の第二点は、政府が基金の費用の一部を交付する」とがやさるようにすることになります。

将来、基金の貸し付けがさらに長期かつ低利なものとなり、他方借り入れの増加に伴い基金の資金コストが上昇いたしました場合に、その運用収入をもつてしては所要の費用をまかなうこと困難となる事態も予想されます。このような場合に政府がその費用の一部を交付することができるとして、基金の円滑な業務遂行に支障なからぬることとした次第であります。

この機會に、監事の権限その他の所要の規定の改正を行なうこととしております。
以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

〔内田哲郎〕 本案に対する質疑の通告があります。

○加賀田進君　まだいま是案理由の説明があつたので、これを許可いたします。加賀田進君。

たが、改正案は、この問題を解決するためのものですが、この改正の諸点の質問はあとにしまして、未開発地域の、わゆる開発構想として、特に

東南アジアとかアフリカとかその他の未開発地域について、国際的な観点から日本に対する期待が

相当多いわけですけれども、しかもアメリカもそ
ういう意味では、やはり最も未開拓の状態で、特

に東南アジア地域における状態に理解のある日本が積極的にその開拓をすることを要請して、いろいろな意見が交わされた。

る提案をしているわけですが、どうも日本政府の態度を見ると、国外的には相当宣伝して積極的な開発姿勢をとっている態度で、前の池田総理もそういう態度をとつておったのですが、実際に政府自体が今日まで海外援助についての具体的な行動

を見ると、どうも消極的な点があつて、その点がわれわれとしては非常に危惧されているわけです。そこで、長官に尋ねていい問題かどうか、できれば總理が来てお答え願えれば一番いいんですけれども、先般四月の初めにアメリカのジョンソンが東南アジア開発の構想といふものを持案して、約十億ドルほどアメリカの海外援助資金を出すから、日本がそれについての具体的な計画とか技術指導等について積極的にやつてもいい、こういう提案があつたわけです。その後そういう構想を受けて、政府としては今日までどのように努力されてきたのか、またそれについて積極的に具体的な協力をする意思があるのかどうか、まずこの点を、もし長官としてあらゆる会合に出席されて御存じだとするなら、明確にしてもらいたいと思うのです。

は大体その半額程度の援助になつてゐるようなら、次第でござります。
○加賀田委員 そうすると、そういう提案があつた
ただけで、まだ日本政府にもそぞうい具体的な案が提示されていないし、それに基づいて政府と一緒に
ては、開けば總理のほうでそういう受け入れ体制ができるかどうかといふことを検討しなどいろいろな方
ふうなお話があつたとわれわれは聞いておるのであります。やはり日本としても積極的にそれを受けて
めるかまえがなければ、これは提案されたつて何にもならないことであるし、もし具体的なさうに
突つ込んだ提案があるとなるならば、それを日本として受け立つ用意があるのかどうか、あくまで
いはそういうことはそういうこととして、出だしたこと
こ勝負でいろいろ論議しようという態度なのか。
やはり日本の態度によつてアメリカが具体的にま
らに突つ込んだ提案をするかどうかといふことがきまるんじやないか。單にアドバルーンを上げただ
けで日本の反応を待つといふような外交政策等
だつてあるわけですから。しかし、これは十億ドルを出すと言ひながらも、日本は單に役務を提供す
するというだけではなくて、やはりある程度の資
金も必要じやなかろうかと思うのです。そういう立
点もあわせて、外務関係、大蔵関係も受けのつか
どうか。さらに具体的な提案があれば日本として
は受けののだと、う姿勢があれば、アメリカ自体
としてもこのジョンソンの提案についての具体
応は時期尚早でしょけれども、国内に今日ど
いう反響が起つてゐるのか。もしそういうこと
が全然ないならば別として、あるとするならば、
それを明らかにしてもらいたい。

○高橋(衛)國務大臣 先ほどもお答え申上げましたとおり、ジョンソン大統領の演説について、アメリカ内部でも裏づけになる具体的な計画があつたようには聞いておりません。そんな関係で、具体的に一体どういうことを意図しているかといふことがある程度わかりませんと、日本の政府といたしましても、もちろん東南アジアの開発については相当な関心を持ち、またこれを重大視していかなければならぬという姿勢については、これはもう異存のないところでございますが、しかし、その内容いかんによつて、われわれとして、日本政府としての考え方をきめるべきである、かような考え方を持つておるのでござりますが、何んにも具体的なパックデータとなるところの考え方方がはつきりいたしておりませんので、その面で、なお、日本政府としてはつきりした、どういう態度で臨むかというふうなことをきめる段階に至つて、いよいよ次第でござります。

○加賀田委員 そうすると政府としては、そういう提案について今まで何ら具体的な審議もされないし、あるいはそれについての政府自体の受け入れ態勢を準備するとかいうより動きはない。じゃ政府としては、そういうジョンソン提案に基づいてさらには具体的な提案があればその時点に立つていろいろ態度を決定する、こういう態度です。

それじゃさらに質問を変えまして、国連の下部機構になつておると思うのですが、特にアジア開発銀行の設立について今日いろいろ論議をされております。これは約十億ドルの資金に基づいて未開発地域を開発していくこうという構想でありますけれども、これについても、日本本体としてはこれはジョンソン提案以上に具体性のある問題なんですが、提案が法律改正の中では非常に積極性のある提案がされておると思うのですけれども、今日の政府の態度を見ると、どうも消極的な面が

あらゆる面で出ております。したがつてアジア開発銀行に対しての政府としての見解というものを

この際明らかにしてもらいたいと思います。

○高橋(衛)国務大臣 この問題について私からお

答えすることがはたして妥当であるかどうかと存じます。

御承知のように一九六三年の十二月のアジア開発銀行に関する特別会議を契機といたしましてこのアセアン開発銀行設立問題といふものが本格化してまいりまして、昨年の秋に本件についての専門会議が開催されたわけでございます。それでその具体的な内容に關する結論を盛り込んだところの報告書が作成されて各政府に配付されてまいりま

す。それで本年の八月には政府レベルの準備会議を、また本年の末には閣僚会議が行なわれるという大体の予定に相なつておる次第でござります。大体そういうふうな経過になつております。

日本政府としては、この問題について相手に積極的に、前向きに参画をしてまいつておる次第でございます。もとよりこれは世界銀行との關係、または世界銀行だけではどうしても及ばない、アジア地域に主体性を持つたところのそういうアジア開発銀行といふうなもののが、ちょうど必要であろう。そういうふうな観点からこれを積極的に取り上げて、アジアの関係諸国がそれぞれ出資をし、同時に、アジアの関係諸国と申しますても、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

る。そういうふうな協力がどの程度やられるかと申しますと、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

る。そういうふうな協力がどの程度やられるかと申しますと、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

る。そういうふうな協力がどの程度やられるかと申しますと、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

る。そういうふうな協力がどの程度やられるかと申しますと、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

る。そういうふうな協力がどの程度やられるかと申しますと、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

る。そういうふうな協力がどの程度やられるかと申しますと、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

を運営していく。こういふうな構想のもとにこの考え方を前向きに進めていきたいという態度でおる次第でござります。

○加賀田委員 前向きと言つて——これも本店は東京に置いてもらいたいといふ要請を日本がしておる。そうすると主體となるのは、もちろんアジアの地域においては、政府も世界の五大工業国の一

つだと言つて自負しておるのですから、当然日本が主張的態度をとらなければいかぬと思いますが、そういう意味で東京に本部を置くという提案

が、しかしながら日本の許容し得る限度といふアセアン開発銀行設立問題といふものが本格化してまいりまして、昨年の秋に本件についての専門会議が開催されたわけでございます。それでその具体的な内容に關する結論を盛り込んだところの報告書が作成されて各政府に配付されてまいりま

す。それで本年の八月には政府レベルの準備会議を、また本年の末には閣僚会議が行なわれるという大体の予定に相なつておる次第でござります。大体そういうふうな経過になつております。

日本政府としては、この問題について相手に積極的に、前向きに参画をしてまいつておる次第でござります。もとよりこれは世界銀行との關係、または世界銀行だけではどうしても及ばない、アジア地域に主体性を持つたところのそういうアジア開発銀行といふうなもののが、ちょうど必要であろう。そういうふうな観点からこれを積極的に取り上げて、アジアの関係諸国がそれぞれ出資をし、同時に、アジアの関係諸国と申しますても、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

る。そういうふうな協力がどの程度やられるかと申しますと、資金的に少しでも能力のあるのは日本だけござります。あとはありません。したがつて域外からも相当な援助、つまり協力を必要とす

る。いろいろ慎重に検討を要する次第でございま

すし、また資本取扱において従来どおり大体予定される長期資本の受け入れが日本に可能であるか

どうかというような点も考える必要がある。そ

ういう姿勢がどうも欠けておるよう思ひます。したがつて、今度の法律改正でも、資金の一

つの窓口を開いたわけですから、やはりそういうものがまた十分に検討していかなければならぬと

いうことで、いろいろ内話はございますが、まだ

それが対してお答えできる段階に至つてないとい

うのが現在の実情でございます。

○加賀田委員 私が聞いたのでは、最低二億ドル

ぐらいは出してもらわなければ、東京に本店を置くと言つて大手を振つてゐるのに、そういう任務を果たせたのではないか。こういふことで具体的に、やはり東南アジア各地域は日本の主張的

要望するに同時に、そういうことが要請されてお

るわけですが、そういうことは内閣の中でいろいろ論議されて、それくらいの程度の協力はしなければならぬとかなんとかいう話は進んでないのですか。

○高橋(衛)国務大臣 まだそれらについて政府部

内の意見の調整が十分ついておりませんし、した

がつてもう少し時間を要するかと考えておるよう

な次第でござります。

○加賀田委員 どうも二、三年前から、こういう

話が具体的に進んで、いま当初に申し上げたとおり外部的には積極性があるようだが、いざ金を出す

ということになると非常にしぶって、東南アジア

地域の開発について協力するようなぜぬよう

な、向こうからのいろいろな要請はござりますけ

れども、具体的にまだどちらの意見を回答できる

よう段階にまでは至つてない次第でございま

す。あるいは田中大蔵大臣は中進國だと言つておるようですが、とにかくアジア地域に

おいては少なくとも先進国といわれるけれども、そういう姿勢がどうも欠けておるよう思ひます。したがつて、今度の法律改正でも、資金の一

つの窓口を開いたわけですから、やはりそういう

ものがまた十分に検討していかなければならぬと

いうことで、いろいろ内話はございますが、まだ

それが対してお答えできる段階に至つてないとい

うのが現在の実情でございます。

○加賀田委員 私が聞いたのでは、最低二億ドル

ぐらいは出してもらわなければ、東京に本店を置くと言つて大手を振つてゐるのに、そういう任務を

果たせたのではないか。こういふことで、いろいろ内話はございますが、まだ

それが対してお答えできる段階に至つてないとい

うのが現在の実情でございます。

○高橋(衛)国務大臣 まだそれらについて政府部

内の意見の調整が十分ついておりませんし、した

がつてもう少し時間を要するかと考えておるよう

な次第でござります。

○加賀田委員 どうも二、三年前から、こういう

話が具体的に進んで、いま当初に申し上げたとおり外部的には積極性があるようだが、いざ金を出す

ということになると非常にしぶって、東南アジア

地域の開発について協力するようなぜぬよう

な、向こうからのいろいろな要請はござりますけ

れども、具体的にまだどちらの意見を回答できる

よう段階にまでは至つてない次第でございま

す。御承知のように、中期経済計画では、昭和四

十三年度において經常収支においてバランスをと

り切れないようないいを東南アジア各国に与

えておるのではないか。したがつて、そういう二

億ドルの要請があれば、それはこたえる、しか

しことく商業ベースに乗らなければ協力しないよう

な、逆にいえば、東南アジアについて、未開発地

域の開發に協力するといいながらも、經濟殖民地

的な要素を含まなければどうも日本政府としては

低開発国に対する開発協力といふ意味で基金がで

きたわけでござりますが、御指摘のとおりこれは

昭和三十六年にできたわけでござりますけれども、三十六年、三十七年の二年間はわずかに九億

の貸し付けにとどめたわけであります。しかし、三十八年にはこれが二十九億円になります

た。三十九年には六十五億、四十一年度は百五億円

程度予定しておるわけでござりますけれども、これは具体的に申し込みがあつたプロジェクトについて、それぞれ検討して、前向きにそういうよ

うく、本の政府が積極的に責任を持つて開発をやつてい

くんだといふ姿勢がなければ、私は先進国だとい

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

うな計画をぐんぐん進めていくということにしておりますので、どうやらこの海外経済協力基金といふものも軌道に乗ったという感じがいたしておりますので、そういう全般的な面については今後、御期待をお願いいたしたい、かように考えます。

1

は日本といたしましては、あるいは欲ほつた考え方をもしけませんけれども、日本の経済力の許す範囲においてできるだけ負担を少なくして、しかし日本が中心的な立場をとつて企画立案をし、推進をしていく、こういう考え方になりたいというのをがだれしも望むところであると存じます。ただ、この問題、しからばアメリカその他の諸国が一体どの程度出してくれるかという点についても、ことは全く用意してございません。どう、こうなま

われは全然明確し、ございません。そういう点も兼ねあわせて、われわれとしては、それぞれ双方前向きに積極的にやるんだという姿勢を整えながら、またある程度の政府部内におけるところの意見の調整をばかりつつ、ぜひ積極的にやつていきたい。しかし、具体的にどれだけ出すのだということをいま申し上げることは、これは引つ込みのつかぬことになるわけでございますから、そういう意味で、政府としての姿勢だけをお答えとして申し上げておきたいと存じます。

としては解決しないと思うのですけれども、どうも金は出たくないね。イニシアチブはとりたいわ、かっこうだけはよくしたいわという印象がやはりあるわけですが、しかしそうは東南アジアの諸国は許しません。相当期待を持っていると同時に、日本が非常に消極的だという、さいぜんも長官の言つたように、国民所得の一%はやはり未開発地域の開発のために出すべきだ。それに日本が賛成しておりますながら、現在はたしか半分以下の〇・四五ぐらいですね。そういうことは実際に東南アジア未開発の地域に対する日本の不信となって、そういう声が出てるわけですから、審議され、会議が踊るのはいいですけれども、そういう緊

迫した情勢にまできているわけですから、これは政府としては早く明確にしてもらわなければならぬと思うのです。それについて政府としては、いま申し上げたように消極的な態度がやはり過去に見られるわけです。一つは、長官が出席されていると思うのですけれども、総理府の中に從来海外経済協力審議会という審議会がございましたね。これがそういう東南アジア、アフリカ等の未開発地域について、対外的にどういうふうにするかということを基本的に審議しているはずなんです。この経過は一体どういうふうになつてているのか、ひとつ御説明願いたい。

ますと片貿易なんです。したがつて、どうしても
その地域の開発投資をし、そしてその產品、ま
た一次產品が主になるかと思ひますけれども、た
とえばトウモロコシ等はアメリカにほんんど依存
しておつたのをタイに漸次転換してきているとい
うのが一つの適例かと存じます。砂糖についても
同様でござります。そういうふうな開発投資を積
極的に進めることができるのは、これはひとつぜひ
いくといふことのために日本自身にとつても絶対
に必要なことだ。したがつて、金額をただいま具
体的にお答えできませんのは、これはひとつぜひ
御了解願いたいと存じます。姿勢として非常に消
極的だといふふうにおとり願うことは私としては
非常に心外でござります。

それで、ただいまお等ねの海外経済協力審議会といふ問題は、これはしばらく聞いておりませんが、経済開発懇談会の席または輸入政策懇談会といふような会合も前の池田内閣のときに開いたこともあります。そういうふうな場を通じまして、こういうふうな問題を絶えず政府部内で非常に熱心に、どういうふうな方法で開発投資をするべきか、またその片貿易を直すと申しますか調整をして、そして輸出の促進をはかることがで

に重大な関心を持ちながら、絶えず前向きにいろいろな施策を講じておられる所存でございます。
○加賀田委員　これは二年ほど開かれてないんじゃないですか。政府の内部では、やはり外務省は外務省で独自のプランを立てていく、大蔵省は大蔵省としていろいろな意見を持っている。通産省は通産省としていろいろ意見を持つてかってにやっている。そういう各省ばらばらの計画といろいろものを総合的にきっちりと決定する機関としてこの審議会がつくられたわけですから、池田さんが東南アジアへ行く前にはごわやごちやしていましたけれども、あとぶつと切れてしまっている。何から審議会によって総合的な計画が立てられていいのです。せっかくそういう審議会をつくって総合的な未開発地域に対する開発計画をわが国が立てていこう、こういつて踏み切ったのに、二年間開店休業という、こんなことで積極的でございまといふことは言えないではありませんか。審議会は積極的で行動は消極的だということですか。これは一体今後どうするつもりなんですね。

○高橋(衛)国務大臣　御指摘のとおり、海外経済協力審議会は総理府の主管でござりますけれども、約一年半開かれていないことは事実でござります。しかしながら、海外経済協力についての具体的な問題につきましては、たとえばこの法律の改正が外務・通産・大蔵、それぞれみな関連しておる問題でございまして、そういうふうに具体的に法案の改正をし、前向きに準備をしていくといふような事柄については十分いたしておりますし、また昨年輸入政策懇談会といふものを作りました、これまたこういう問題について各國別にそれで輸出入のアンバランスをどうして調整するかというふうな問題について検討してまいっておるのでございます。これは他の総理府の主管の問題でござりますので、なぜ開かれないといふ理由については私もよく承知いたしておりますが、前向きであるということについては、われわれは何とかしてそのような方向に貢献を果たした

いといふ熱意であることだけはひとつ御了承願いたいと思います。

○加賀田委員 前向き前向きと言ふが、ではこれから、いろいろの形を各省で研究されているのですけれども、一体総合的に決定する機関をどのよう考へておるのですか。先般も外務省は外務省でかってに未開発国の援助問題について審議をして発表をするといふうなことをされておりますが、一体政府としてどの機関に将来との問題を集約されようとしておるのか。個々ばらばらでやられておつては、実際に速度も鈍つてくるでしょうし、各國に与える影響といふものも、非常にいま申し上げたような明確な点を欠くだらうと思うのです。将来それは審議会を再度生かして統合するのか、あるいは別個の機関を設けてそこで統一的な見解を出すのか、その点だけ明らかにしてもらいたいと願います。

○高橋(衛)国務大臣 ただいまの問題は、この海外経済協力基金をつくります際にも政府部内で非常に大きな問題になりますので外務省、通産省、大蔵省、それぞれ非常に熱心な関心を示し、なかなか調整がつかないような点もございました。そんな関係で、総合調整官厅であるところの経済企画庁がこれを主導する、こういうことに相なつておるのでござります。ところが事実問題としては、なかなか経済企画庁にもそれほどの専門家、スタッフをたくさんそろえておるわけでもございません。そういう関係から、むしろ海外経済協力基金自体において、これは調査をできる機構に相なつておりますので、調査を進め、自主的に、これがどんどん積極的に動いていただくようになります。要請を私どもはしてまいつたわけであります。先ほども申し上げましたように、ようやく軌道に乗つてしまひまして、昨年ころから急ピッチにこれが積極性を帶びてきたということ是非常に喜ばしい傾向だ、かように考えまして、こういうふうな今後の資金の手当て等についても万全の処置を講じていきたい、かように考えまして、法案の御審議を願つておる次第であります。

○加賀田委員 どうも長官に答弁を求めるのは困難だとは思うのですけれども、やっぱり各省がはるばらでこういうものを研究したり、実施したり、あるいはP.R.して報告したりといふ、そういう態度ではなくて、最終的にはこの機関で総合的に決定するのだ、こういう機関というものが私は要るのじやないかと思う。そういう機関を設けておかなければ、やはり各省間のなわ張り争いのよくなじみがしてならないので、それは要望であります。が、やはり早急に政府内で、いま申し上げたような従来の海外経済協力審議会を生かすのか、別個にやはり相当権威のある総合機関といふのを設けるのか、こういうものが明確になつて、そこへ最終的に指導していかなければ、これはほんとにすつきりとした海外援助といふのができないのではないか。ぜひ長官としても、本委員会の意思を体して、そういう問題に対しても早急に明確な態度をとつてもらいたい。そうでなければ、基金だけをぶやした基金があふえてくると、これは経済企画庁だ、いや通産省の意見も聞かなければいけない、大蔵省は輸銀を握つておつて、これはおれの分野だ。最近新聞にも出ておりましたけれども、外務省は外務省として、低開発国の援助問題について相当積極的な、われわれとしては贊同すべきいい案を出しているわけです。しかし、外務省がこんなものを発表したつて、一休それについに問題が総合的に決定されなければ、これはアドバルーンだけでも実効があがつてこないと思うのです。外務省の人は来ていないですね。——この事案について、長官、事後でも事前でもいいですか、何か御相談に応じたことがありますか。

○高橋(衛)国務大臣 ただいま御指摘の外務省の案として新聞に出ておりますのは、まだ外務省の事務当局段階で検討している内容が外に出たもののように承っております。したがつて正式な協議または外務省の意見としてわれわれはその提示を受けたことはないような次第でございます。しかし、先ほど來の加賀田先生の御意見は、おそらく經濟企画庁もととしかりやれという御激励だと、かように存しますが、私どもといたしまして、この問題は、各省の権限争いのためにこの仕事をおくれると、または何らかの支障を生ずるというようなことがないようによつて、私は出していくつもりであります。実は昨年以来海外経済基金そのものの自發的な活動を強く要請してまいつておりますが、そのことがおくれると、または何らかの支障をもつて、実は昨年以来海外経済基金そのものの自發的な活動を強く要請してまいつておりますが、またそのことがだんだん実を結んできておるよう見ている次第でございます。

○加賀田委員 私がいま申し上げたような最終的な総合的に決定される機関が必要だといふのは、こうしたことなんです。これは二十日のアジア太平洋地域公館長会議で外務省として明確に発表して、その案がその会議によつて決定されているわけです。しかも、この内容といふのは、われわれが従来期待してきた諸外国の海外援助の線に沿うた金利とか、あるいは返済期間といふものも相当長期にわたつております。しかし、外務省だけではこの問題を実施することはできないわけですから。たとえば金利なんか一・五%、あるいは期間は二十年以上といふようなことで、できれば海外援助の米、英、仏、西ドイツ等が行なつておる期間二十年から三十年以上といふようなところまで努力したい、こういふような非常に具体性のある発表をされておるわけです。こういふものは実際問題として館長が各国で発表されていくと思うのです。発表されていきながら、国内で大蔵省も通産省も知らなかつた、あるいは新聞を通るかもしれないけれども、国外ではそうは通らないと私は思う。したがつて早急にこういふ総合機関といふのを設置する必要があるんじゃないかと思うのです。これは外務省の問題ですから、相談を受けていなかつたとするならば質問を展開するわけにはいきません。それから、今度の法律では新たに十億の資金を

資金運用部から借り入れるといふことが一つの趣旨になつておりますが、この海外低開発地に対するいろいろな援助について今日問題になつておるのほうは、輸銀と基金との関係がどうも不明確な点がある。どうしてこれは明確な線といふものが引けないのですか。しかもこの基金のほうは長官の担当で論議されたら、いやそれは三分五厘ではどうで立めた、二十年ならいが三十年といふようなことでは、日本は今日の財政力から困難だといふようなことから、これが後退した場合は、外務省は大蔵省の担当だ。そういうものを調整するためには、理事同士が定期的に集まり、これはおまえがやるか、これはおれがやるかといふことを相談しなければ運営できないと、非常に不明瞭なことをやつておるわけです。これは基金制度といふものができたのですから、基金制度といふものはやはり開発を中心としてやつていく、輸銀は輸銀としての本来の使命だけをやるというような明確な線を私は出していかなければならぬと思うのです。さいせんの外務省の発表した中にあるのは、また総理大臣の直轄機関としてそういう基金制度のようないわゆる基金制度といふものも一つ考えていい、こういう三本——これは一本はまだ明確になつておりますが、こうやっていく、大蔵省は大蔵省として輸銀を通じて各省ばらばらなことで開発計画といふのははどういうものもやつていく。こういう三本——たしてうまくいくのですか。もちろん基金制度といふものは輸銀からあらためて生み出された機関でありますから、発足当時にはいろいろな問題がありますから、たとえばこの基金が動き出してから大体四年ほどになるわけですから、この際輸銀との業務範囲といふのを明確にする必要があるのじやないかと私は思うのです。この点について、いままで双方の理事間ににおける協議機関等を設けて調整しているといふことを聞いておりますが、そちらの調整の必要のない明確な制度といふのをつくる意思がないかどうか、あるいは輸銀に對して長官としても今後そういう問題を提起して明確にする気持があるかどうか、この点を明らかにしてもらいたいと思う。

○高橋(衛)国務大臣 前段のアジア公館長会議については別段答弁を要求しておられぬようですが、私も実は二時間程度その会議に出席をいたしております。いろいろ要望が出たことは事実でござりますが、日本の政府として何らか意思表示をこういふようにやるのだと、そういうことをやつたことは、少なくとも私の出席しておる限りにおいては聞いておりません。それで御承知のと

おり基金におきましては、最高二十年まで、三分五厘程度の金利ではなし得るという前例もあるわけでございまして、ある程度はその要望にこたえ得るということになるのじゃないかと思います。私もかつて東南アジア等を視察いたしましたが、御指摘のように、どんどん何をしてやると言ひながら、さあ具体的な案件になると一向にやつてない、あつちだ、こつちだといって持つて回られるというお話をよくお聞きいたしまして、その点日本の政府として非常に考えなければならぬ点などということは痛感いたしております。それ以上さらには条件を緩和するという問題については、なおまだ決定いたしております次第ではございません。

なお、いま一つ輸出入銀行と基金との関係でございますが、基金については東南アジアその他低開發地域といふ、地域についての一つの限定がござります。これが一つの特徴でございます。それから輸銀はどこまでもコマーシャルベースで市中銀行の補完をするというたてまえに相なつておりますが、基金の場合にはむしろ開発投資で、農業とか土木関係とかいうことになりますとどうしても長期低利を必要とするので、こういうものについては基金が重点にならうと思います。しかし、その間にあって双方のボーダーラインになる案件もあることは事実でございます。大体の標準は、期限十年ぐらいを限度として、十年以上のものは当然にもう基金で扱う、それ未満のものについては輸出入銀行において扱う、しかし十年に近いところで、これは基金でやつたほうがよくなはないか、また輸出入銀行で扱つたほうがよくはないかといふ問題がございますが、そういうボーダーラインに関する問題、また金利をどの程度まで下げるかという問題、そういう点については理事間で協議をしてやつていくこととあります。もともと当初の出発が、輸出入銀行のスタッフもも

ござりますので、そこからラッシュしてきたような経緯もござりますので、その間そう摩擦があつたり、また混乱があつたりするようなことはなしに、だんだん成長してまいりまして、今日ではだんだんその分野が明確になつてまいつておると考えておる次第でございます。なお、アメリカ等におきましても輸出入銀行とA.I.D.と二本立てでやつておる、こういうようなやり方がやはりどうしても必要じゃないかというふうな考え方を現在持つておるわけであります。

○加賀田委員 それは輸出入銀行とこの基金とが必要じゃないということは言つていいのです。いまの日本の双方の業務といふものは相當重複しているような点があるから、理事会の懇談会なんかを定期的にやつてゐるのですが、この点が明確になれば、これは不必要な会議だと思うのです。基金のベースに乗らなければ輸銀に行つてくるといふれば済むし、輸銀のほうで、それは基金のほうで援助してもらつたほうが期間も長くなるしというようなことになれば、これは基金のほうでやる。一つの問題を双方寄つて、これはおれのところでしょうとか、これはおまえのところでやれというようなこと自体が、どうも機関としてすつきりしないのじゃないかと思う。だから、基金といふものができたのですから、とにかく低開發地についてのいわゆる融資はできるだけこの基金でやる、こういうことで明確にしておいたほうが将来ともいいんじゃないかと私は思うのです。大蔵省も一たん握つたものについて業務を縮小するということは、これは日本人の悪いくせですけれども、なかなか承服しないで困難ですけれども、これから金制度といふものをさらに充実していくこうと思えば、私は、その点をやはり明確にすべきである。しかもそういう時期がきておるのじやないかと思うのです。一、二年では、いままでの輸銀業務について練達した方もありますから、基金としてもある程度の助言を仰ぐことも必要だつたでしようが、もうすでに発足して四年になれば、独自でいろいろなケースを審議して決定

する能力、機能といつものはあるわけですから、この際その点はやはり明確にして、もちろんこれは大蔵省との折衝を通じなくちゃいけないと思うけれども、今後各國の要請されている基金制度といらものについてさらに努力をし、そういう体制をつくるうとすれば、当然私はそろそくじゃないかと思う。政府としては、現状のままこれからこの二つの機関が推移していくのか、あるいはできるだけ折衝してそういう方向に努力されるのか、その基本的な態度をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○高橋(鶴)國務大臣 御意見の趣旨は同感でございます。また、現実の姿としても、低開発国向けは低利長期を要求するものでございますから、漸次基金の占める部分が多くなってまいってきていることも事実でございます。ただ、低開発向けにつきましても、当然コマーシャルベースで、輸銀ベースで十分だという案件もございますので、地域によって分けるといふことが妥当ではないか。やはりその条件によってそれぞれ分ける。しかも、具体的なケースになりますと、まあ、これは急に金が何だから輸銀ベースでやってもらおなかで、その辺のわざかなボーダーラインの層につきましては、やはり今後も調整をとりながらやることによって、そんなに弊害もなく漸次それが円滑なものになっていく、かように私は存じておるわけであります。

○加賀田委員 これは政府間のベースでこういう問題が論議されるとするならば、一応それは基金のほうで取り扱うかあるいは輸出入銀行で取り扱うかということも一つの論議があると思いますが、う形は、自主性というものがやはりお互いにあるのですから、行政上とるべきではない。だから、いわゆる誕生した経緯について、そういう点が一時的にあるということはやむを得ないとしても、

いま申し上げたような相当の実績を積んできたのですから、この際その点は明確にすべきじゃないかと思う。民間ベースだけぐらいは、基金は基金の独自性に基づき、輸銀は輸銀の独自性に基づいて問題を処理していくという形——本来やはり輸銀は輸銀としての商業ベースの貿易振興をはかるという、やはり国際競争力に耐え得るという体制の中で本質的な業務を行なうのが輸銀の使命だとと思うのです。せっかく基金ができたのですから、何だか事務が重複しているような形は将来ともとるべきではないと私は思う。まあ、長官としても、そういう問題について、この点はやはり将来の努力目標としていただかなければならぬと思うのです。

それから、今度の法律改正で資金運用部資金から金を借りるわけですけれども、金利は何ぼですか。

○高橋(衛)国務大臣 六分五厘の予定でございます。

○加賀田委員 そうすると、六分五厘の金を借りて、しかも、いまは計画されていませんけれども、債券の発行をするということになると、資金コストの面で、これは六分五厘の金を借りて三分五厘で貸しているという商売はないわけですから、一体、政府自体としてどうしてこういうことを認めたのですか。大蔵省との関係もあるのだろうと思うのですが、われわれとしては理解できなかいのです。何とか政府機関の中でそういうふくらうしたような形をとらずして、すつきりと三分五厘なら三分五厘の資金というものをやはり基金の中に導入するような体制をとらなければならぬ。

六分五厘の金を借りて三分五厘で長期に貸していくといふようなことは、実際に金融機関として適切なのかどうか。将来とも問題が起らぬのかどうか。あと交付金の問題がありますが、そのつど大蔵省との折衝で毎年こういう問題が起ころうがないか。結局大蔵省によつと首筋を扼んでしまお前ら、交付金がほしければおれたちの言うこと聞けということになる。現在もそういう傾向は

ありますけれども、これは折衝の過程でどうなつたのですか。

○高橋(衛)国務大臣 この法律において特に交付金の規定を入れましたのは、まさにただいま御心配のような点がありましたので、その規定を特に入れたわけであります。こうして、これに関連して、関係省の事務次官の間で覚え書きの交換等をいたしまして、その点円滑に、首根っこを抑えられることがないようとして、大体の方向でそのことを進めていく予定でございます。

それから、もう一つ申し上げておきたいと存じますのは、輸出入銀行は資本金に対して三倍が借り入れ金の限度でございますが、海外経済協力基金におきましては一対一でございます。政府出資はゼロ、つまり、資金コストがゼロでございます。一方は六分五厘でございますから、かりに限度一ぱい借り入れをいたしました場合におきましては、六分五厘の半分を資金コストとして取ることになります。

なお、債券の発行の問題でございますが、債券を発行するつもりは全然ございません。これは運用部資金のほうで、債券発行をするところではないけれども、その貸し出しをすることができるないといったてまえになつておりますために、債券を発行でくるように立案した次第でございます。そうち了承願います。

○加賀田委員 しかし、そういう双方覚え書きをつくらなければならぬようなやり方といふのはどうも不明朗で、政府の一貫会計から困難であれば、資金運用部資金の中で何か特例を設けて三分なり二分五厘で貸すとかなんとかといふことにすればすつきりするではないですか。これはそういう交渉をされたのですか。あとまた交付金をつくり、覚え書きをかねうといふ、そういう政治的な配慮もあつたのですか。一ぺんその経過を

いたしておりますのでございますが、最低が六分五厘

ということに相なつております。したがつてもしもそれを二分なり二分なりといふ安い金利でかりに融通するということになれば、その赤字だけは

一般会計から補給を要するということでござりますので、結局回り回つて一般会計の負担になることは当然でございます。資金運用部資金自体が赤字になる。そういうような関係から、直接基金に対して交付金を出すことができるというたまえにして、赤字は基金 자체において補充していくこう。そういう考え方になっておるわけでございます。

○加賀田委員 そこで、結局交付金は、名前は交付金ですが、これは利子補給です。政府機関における利子補給金制度といふものは、造船廢獄以来いろいろ論議されて、そういう政策、行政指導はできるだけ削除しようという態度をとつてい

る。再び利子補給といふ問題がここに頭をもたげてくるということは、政治の方向として私はよくないと思う。もちろんこれは、職員の給与とか一般経費とかいろいろな形になつていくでしょう。しかし、それが適用された項目はそうであらうけれども、全部のブルーの中でそういう六分五厘の金を借りているから赤字が出てくるのであって、実質的なものは利子補給と同じ性格を持つてゐる。ことばの上では職員の給与だといふような形になるでしようけれども、これはここで決定された今日においてますぐこのことをどうするといふことは困難でしようけれども、政府の態度としては、こういう基本的な問題は今後やはり慎むべきではないかと思います。そういうことで、これはいますぐどうこうということはないでなければいけません。やはり利子補給的な性格といふものは将来いろいろ疑義を起こすことになつてしまつましても、前にいろいろ問題が起つたのですから、

○高橋(衛)国務大臣 御承知のように、資金運用部資金はいろいろな貸し出し先をこうして限定をいたしておりますのでございますが、最低が六分五厘は困難だらうが、そういうことで御協力願いたいと思うのですが、どうですか。これは実績を見ま

すと、さいせん申し上げたように民間ベースがほとんどなんですね。そういうことになるの

ことがあります。したがつてもしも企業に直接融資のできる道も私はあるのじやないかと思うのです。そういうことについての申し

いがと思うのです。そういう次第でございます。

○加賀田委員 やはり二億ドルといいますけれども、現在の基金の財政力、いわゆる融資力からいつて、七百二十億円という膨大な金を基金が全部よつて、他の低開発についての基金の運営について影響はないのかどうか。しかも甚図伝える

ところによると、そのことのために資金運用部資金からの融資の道を開いたのだ、こういうことがいわれておるのですが、一体大平メモには書いてあります。過去の実例を調べてみますと、インドとの円借款の場合におきましては、これは従来沿革がございまして、またこの経済協力基金が発足当初でございました関係もございまして、従来の沿革のとおり輪銀で扱つたというふうな経緯がございますが、先般台湾との間に円借款の協定が行なわれたわけでございます。この中に曾文溪の多目的ダムについての四千四百万ドルという問題がござります。これについてはやはり基金でもつて扱うというのが至当であろうか、かように考えておる次第でございます。ただし、この問題につきましても特に条件をつけまして、日本の政府が経済的、技術的に妥当なりと認めた場合においてこれをするとということになつておりますので、時間的にはなおいま少し経過を要するか、か

ようく考えております。

○加賀田委員 台湾の問題が出ましたか、台湾は純然たる低開発地域に対する融資ではなくて、これは政治的な背景があるわけであります。今度の日立造船との問題で、やはりこれは一億五千万ドルの経済援助をするから、できれば黙つていてくれといふような背景があつたわけです。基金本来の余裕がないので大蔵省がうんと言わぬでやるの

やはり有償一億ドルについて基金がこれを引き受けることになるのですね。そういうことになるの

ではないですか。

○高橋(衛)国務大臣 大平メモにはそのとおり書いてある次第でございます。

○加賀田委員 やはり二億ドルといいますけれども、現在の基金の財政力、いわゆる融資力からいつて、七百二十億円という膨大な金を基金が全部よつて、他の低開発についての基金の運営について影響はないのかどうか。しかも甚図伝える

ことになつておるわけでございます。

いたり、個々のプロジェクトについて貸していくといった形になるかというようなことにもいろいろな問題がありますけれども、日韓条約が発効した後にはたままで、つまり具体的に開発途上国に対する貸付けの計画をずっと検討しました結果、どうして金のみによるということはとうてい困難だといふうな結論に達しましたので、しかも政府の財政事情等の関係から、政府の財政資金の足りないという結論に達しましたので、こういった問題からいたしまして、こういうふうな開発基金の制度をつくった次第であります。こういう日韓関係また台湾関係を予定して御提案申し上げた次第ではないわけであります。

○加賀田委員 それはちょっとおかしいです。とにかくいまの投融資承諾額は百二十億あるのですね。百二十億のうち四年間に貸したのは八十六億しかない。残額三十二億以上あるでしょう。そこへまた十億入ってくる。そうすると四十二、三億という金があるわけです。本年特にこういう需要の増大に基づいて積極的にやるという別個のものがあれば別として、台湾から要求された四千四百万ドルについても基金が引き受けなければならぬい。日韓会談も政府は一生懸命に急いでおる。これは韓国でも経済侵略だといって相当反対の声がありますから、将来は別としても、これは二億ドルという金を基金が引き受けなければならない。こういう背景の中では、やはり一対一の融資ができる道を開くという以外に私はないと思う。だから本年度全然融資額がなくて、どうしても一般会計に余裕がないからと大蔵省が突っぱつたら資金運用部資金のほうでちよつと出すというのではなくて、現在だって、今までの実績から見れば、本年度特にそういう要求が膨大になるというようなことは私はあり得ないのではないかと思う。十億をたとえ二十億にしようとも、四十億から五十億という金はやはりできるわけです。したがって、そ

ういふものは何か国際問題の問題であつて、一つの民間ベースあるいは正常なる国交の中での政府間の問題でなくて、日韓会談といふ一つの政策的な、国家間における政策の中で生まれてきた二億ドルといふ有償を基金が担当しなければならないということとだつたら、さいぜん申し上げたような他の開発計画にも影響してくるでしようし、いま申し上げたそういう特別なワクを設けてさらに対一の融資ができるようなら道を開かなければならぬということは、だれが考へても、二億ドルの背景があつて、今日その道を開かなければそれにつたえることはできない。返済能力云々、これは無償の中から差し引くことができる。一方では政府が三億ドル出しておる無償で、その財源から差し引くことができるのですから、政府間の中で韓国さえ了承すれば相殺することもできる。それは返済能力もあるでしょう。それではあらためて各案件について審議しなければ返済能力というものはないと思う。だから、どうしてもわれわれとしてはそういう日韓会談の二億ドルの有償を基金が引き受けけるということについて、将来に對して大きな問題があるし、基金自体についても、そういうことはないのだと言つても、これはことばの上だけです。われわれは実際に証拠を持つて云々といふわけじゃないのだけれども、やはりわれわれの感覚としてはそういう感覚を持たざるを得ない。もつと基金としては将来そういうものを別個の特別会計として処理してもらいたいといふような態度をとるべきだと私は思うのですが、いま申し上げたとおり、既存の金融機関としてはもう基金しかないのだからしようがないといふような消極的な長官の受け取り方でなくして、もつと明確に将来基金を伸ばしていくこととするならば、そういう日韓会談の云々にかかるはず、低開発の地域に対する開発を積極的にやるのだ、こういうふうな姿勢をとるべきだと思いますが、どうでしよう。

り、さらにに六十五億円になるというふうに相当軌道に乗つてしまひましたので、したがつて四十年度においてはあの程度の資金の手当でをいたしまして、大体十八億円だけ余裕ができるといふ計画に相なつておりますが、御承知のとおり長期のプロジェクトでござりますので、一時に金を出すということがない。年度を変えて区分して出していく。したがつてある程度の余裕がなければその第二年目の最初の貸し付けもできないということになるわけでござりますので、十八億円の余裕では非常に私ども少ないと思いますけれども、これはもう財政の事情その他で、やむを得ず予算の編成の過程において私どもこれに賛成せざるを得なかつたわけでございます。したがつて少なくとも予算編成の過程、この法律案をつくります段階におきましては、いろいろふうな問題を全然対象にしないで御提案申し上げたことだけははつきり申し上げることができます。ただ今後の問題として、しかばね台湾の関係また日韓の関係をどうするか。台湾の関係につきましては、これは御承知のとおり、一つの大きな多目的ダムという水利組合の仕事にならうかと思うでございますが、これは日本時代でござった非常に確実なりっぱな大水利組合でござりますから、おそらくは経済性なり、またはその他の面の審査は十分必要とするありますしようけれども、これはもうある程度具体性を持ち得るものであらうかと存じます。日韓の問題については一体内容の仕事が何になるのか、またはどうなるのかということについては、これからの方の問題でござりますから、その段階において検討させていただきたい、かように考えておる次第でございます。

○加賀田委員 そうすると、他に特別会計とかそういうものをつくる意思がないとするならば、いわゆる基金でこれを引き受けられるわけです。七年の据え置き二十年という、しかも金利三分五厘とということでお、今日行なっているいわゆる東南アジアを中心とする開発についての融資にそのまま適合するわけですね。だから私は国策的に行なってきているこういう問題に対し、日韓会談の七百二十億円と十億円という膨大な金を基金が引き受ければ、いま申し上げたように四十年度はそういう予定がなしても十八億しか金が残らないのだ、こういう窮屈な資金関係の中で、二億ドル、七百二十億円という膨大な金をやむを得ず引き受けますといつて、これは政府として特別会計でやってくれ、おまえた方が好きでこうやつたんだから、はつきりしててくれなければ他に影響するじゃないかといふ態度をとらなければ、これは今後の基金の運営の上に支障を来たしてくるのであります。よそでつくらなければ基金で引き受けます。実質的に引き受けろという意思ですよ。大平メモもそろ書いてあるし、これはしょっちがない、そういう意思なんでしょう。正直に言ってくださいよ。

に、低開発の東南ア地区を中心として日本が指導的立場に立つて開発援助をすべきだという態度で、基金制度の内容が充実されることは賛成ですけれども、しかしその背後ににおいて、日韓条約が成立した後における二億ドルの有償についてわれわれとしては賛成するわけにはいかない。そういう背景があるなら、この際長官はどういうことがあるともそれは断る、基金は基金として別にやると、だという言明があれば、この法律案に賛成するにやぶさかでないのですけれども、そういう背景を長官が何ば弁明されたつて、ずっと推移を見ますと、実質的にこの基金が引き受けざるを得ないような状態に追い込まれておるし、長官の顔を見て、抗する意思はちつとも見られない。だからわれわれとしては、これから基金の充実と国際的な使命については了解するけれども、今日のそういう情勢の中ではこれは残念ながら賛成するわけにはいかない。だからそれを明確に断ると言いつては反対します。最後の答弁を求めます。

○高橋(衛)國務大臣 繰り返してお答え申し上げます。日本が何ば弁明されたつて、ずっと推移を見ますと、実質的にこの基金が引き受けざるを得ないような状態に追い込まれておるし、長官の顔を見ていると、しょうがないという顔をしておるので、抵抗する意思はちつとも見られない。だからわれわれとしては、これから基金の充実と国際的な使命については了解するけれども、今日のそういう情勢の中ではこれは残念ながら賛成するわけにはいかない。だからそれを明確に断ると言いつては反対します。最後の答弁を求めます。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○内田委員長 次に、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 次に、一昨五月二十四日、参議院より送付、本委員会に付託されました参議院商工委員長提出、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案を議題とし、参議院商工委員長豊田雅幸君。

○内田委員長 次に、一昨五月二十四日、参議院より送付、本委員会に付託されました参議院商工委員長提出、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案を議題とし、参議院商工委員長豊田雅幸君。

○豊田参議院議員 ただいま議題となりました日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案につき、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

○豊田参議院議員 ただいまの提案ですと、通産大臣の指定する有価証券という項目を入れて、それが「商工債券等」も保有できるようにする」というのが提案の理由です。この「商工債券等」ということは、たとえば商工債券、中小企業金融公庫債が現在発行されております。御承知のとおり公团、事業団、基金等の特殊法人が業務上の余裕金を持つ場合、その運用方法についてはそれぞれの法律で規制しておりますが、最近はその運用方法の一つとして国債その他主務大臣指定の有価証券を保有することを認め、主務大臣はそれぞれの法人の性格に応じ商工債券、農林債券等を指定するのが普通の例となつております。そこで参議院商工委員会におきましてはこの点を慎重に調査検討してまいりましたが、中企金融公庫債は政府保証債でもありますし、この「商工債券等」という、その等の中へは入るべきではないというふうに提案者としては考へておりますが、公庫債も当然含まれるものと解釈していくのです。

○板川委員 ただいま提案者のほうから御説明申し上げたように政府保証債でございまして、これが通産大臣が指定する有価証券も当然指定すれば問題はないわけですね。

○板川委員 当面は公庫債のほうは別途十分確保をされ引き受けられておるから考へないといふことですが、法律上では当然そういうこともあります。

理由

日本貿易振興会法及びアジア経済研究所の業務上の余裕金を中小企業向け資金としても運用することができるようにするため、その運用の範囲をひろげる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を終ります。

○内田委員長 本案に対しても質疑の通告がありますので、これを許可いたします。板川正吾君。

○板川委員 本改正案についてはすでに三党において意見が一致をして、参議院商工委員長提出、内容についても形になつたのでありますから、内容について多くを質問いたしませんが、一、二質問をいたします。

○内田委員長 ただいまの提案ですと、通産大臣の指定する有価証券といふ項目を入れて、それが「商工債券等」というふうにする」というのが提案の理由です。この「商工債券等」ということは、たとえば商工債券、中小企業金融公庫債が現在発行されております。御承知のとおり公團、事業団、基金等の特殊法人が業務上の余裕金を持つ場合、その運用方法についてはそれぞれの法律で規制しておりますが、最近はその運用方法の一つとして国債その他主務大臣指定の有価証券を保有することを認め、主務大臣はそれぞれの法人の性格に応じ商工債券、農林債券等を指定するのが普通の例となつております。そこで参議院商工委員会においてはこの点を慎重に調査検討してまいりましたが、中企金融公庫債は政府保証債でもありますし、この「商工債券等」という、その等の中へは入るべきではないというふうに提案者としては考へておりますが、公庫債も当然含まれるものと解釈していくのです。

○板川委員 これは通産大臣が指定する有価証券ですから、通産大臣が中小企業金融公庫の公庫債も当然指定すれば問題はないわけですね。

○板川委員 ただいま提案者のほうから御説明申し上げたように政府保証債でございまして、引受けシングルカードが組織され別途十分消化されておるのですが、さしあたり指定する考へはあせん。ただいま提案者のほうから御説明申し上げたように政府保証債でございまして、引受けシングルカードが組織され別途十分消化されておるのですが、さしあたり指定する考へはあせん。ただいま提案者のほうから御説明申し上げたように政府保証債でございまして、引受けシングルカードが組織され別途十分消化されておるのですが、さしあたり指定する考へはあせん。

○板川委員 当面は公庫債のほうは別途十分確保をされ引き受けられておるから考へないといふことですが、法律上では当然そういうこともあります。

○板川委員 それからこの商工債の場合には、これは政府引

(日本貿易振興会法の一部改正)

第一条 日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及びアジア絏済研究所法の一部を改正する法律案

</div

